

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会福祉用具貸出事業実施要綱

(改正案)

(目 的)

第1条 この要綱は、身体上又は精神上の障害があつて在宅にて寝たきりの者又は虚弱な高齢者、身体障害者に対し日常生活に必要な福祉用具を貸出すことにより、日常生活の便宜及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に在住する介護保険認定者を除く者及びその他社会福祉法人本巢市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた者とする。

(貸出用具の種類)

第3条 この要綱により、貸出す福祉用具の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電動ベッド
- (2) 車椅子
- (3) 歩行器

(申請手続き)

第4条 福祉用具の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉用具貸出申請書（様式第1号）により会長に申請をするものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、申請書に記載された期間又は、申請者から返却の申し出がなされるまでの期間とする。

2 貸出期間は、毎年3月31日で更新するものとする。

(利用料)

第6条 申請者は、別表第1の基準の利用料を負担するものとする。

2 利用料は、3ヶ月ごとに申請者に送付する納入通知書（様式第3号）又は口座振替により納付する。

(借受人の責務)

第7条 申請者は、福祉用具の使用について常に丁寧に扱い、破損しないように細心の注意を払うものとする。

2 申請者は、故意又は過失により福祉用具を破損し又は損失したときは、速やかに報告しなければならない。

3 前項の場合、会長は、その福祉用具の修繕、購入に要する費用の全部又は一部を申請者に負担させることができる。

4 申請者は、福祉用具を転貸又は譲渡してはならない。

(返 却)

第8条 申請者は、入院等により、福祉用具を必要としなくなった時は、速やかに返却するものとする。

2 前項の規定により、福祉用具の返却をした者が、改めて福祉用具を必要とするときの手続きは、第4条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

福祉用具貸与事業実施要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第一

福祉用具貸出事業 利用料

(単位 : 円)

種 類		1日目～15日目	16日目以降(1ヶ月分)
ベッド	2モーター	500 全てセット	1,000 全てセット
	3モーター		
	マット		
	サイド		
車椅子		無 料	300
歩行器		無 料	300

※1ヶ月を超える場合、15日未満は、16日以上は1ヶ月分の利用料で計算します。

※利用料は、3ヶ月ごとに利用者に納入通知書を送付し、支払いを求める。

※消毒は、社協の予算で行う。

社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会長 様

住 所 本巢市
 申請者 電 話 () -
 氏 名 ⑩

福 祉 用 具 貸 出 申 請 書

次のとおり、福祉用具貸し出しの申請をします。

福祉用具名				No	
対象者	氏名	男・女		明・大・昭	
	住所			年 月 日	
貸出期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日			
貸出を希望する理由				身障手帳	有 ・ 無
備考		新規 ・ 更新			

貸出の用具に○をつけて下さい。

(単位：円)

○印	貸出用具	1～15日目まで	16日目以降 (1ヶ月分)
	電動ベッド・マット	500	1,000
	車椅子	無料	300
	歩行器	無料	300

※ 1ヶ月を超える場合、15日未満は半額、16日以上は1ヶ月の利用料で計算します。

※ 利用料は、3ヶ月ごとに納入通知書を送付させていただきますので、本巢市社会福祉協議会各支所窓口へお支払い下さい。

各支所記入欄

決定区分	決 定 ・ 却 下	
返却年月日	平成 年 月 日	受取者名

福祉用具貸出事業実施に関する内規

(改正案)

1. 介護保険利用者で、施設入所者等が一時帰宅(7日以内)した場合は、貸出できる。
2. 利用者が本巢市外に居住の場合であっても、家族が本巢市に在住しており、家族宅で一時的に利用者を介護する場合は貸出できる。
3. 利用者の住民票は本巢市にあるが、本巢市以外に家族(息子、娘等)と同居していて、その居住地で使用する場合は貸出出来ない。
4. 利用者が市外へ転出した場合は、速やかに返却してもらう。
5. 福祉用具破損又は滅失の場合の賠償額基準
故意の場合・・・新規購入費、又は修理費の全額
過失の場合・・・ケース1 全損(滅失)
新規購入額の最低2分の1以上
ケース2 修理費の最低3分の1以上

※端数計算の扱い(全額以外) 100円又は1,000円未満切り捨て

6. 利用料計算方法

- ・貸出した日(搬出した日)から返却した日(連絡のあった日)までの日数で計算する。
 - ・貸し出した日数が15日以内は、半額又は無料、16日以上は、1ヶ月分で計算する。
 - ・1月を超える場合は、1月の端数の日数は、15日以内半額、16日以上は1ヶ月分でそれぞれ計算する。
7. 介護保険利用者で、施設入所者等が一時帰宅_____した場合は、貸出できる。
 8. 利用者が本巢市外に居住の場合であっても、家族が本巢市に在住しており、家族宅で一時的に利用者を介護する場合は貸出できる。
 9. 利用者の住民票は本巢市にあるが、本巢市以外に家族(息子、娘等)と同居していて、その居住地で使用する場合は貸出出来ない。
 10. 利用者が市外へ転出した場合は、速やかに返却してもらう。
 11. 福祉用具破損又は滅失の場合の賠償額基準
故意の場合・・・新規購入費、又は修理費の全額
過失の場合・・・ケース1 全損(滅失)
新規購入額の最低2分の1以上
ケース2 修理費の最低3分の1以上
- ※端数計算の扱い(全額以外) 100円又は1,000円未満切り捨て
- ### 12. 利用料計算方法
- ・貸出した日(搬出した日)から返却した日(連絡のあった日)までの日数で計算する。
 - ・貸し出した日数が15日以内は、半額又は無料、16日以上は、1ヶ月分で計算する。
 - ・1月を超える場合は、1月の端数の日数は、15日以内半額、16日以上は1ヶ月分でそれぞれ計算する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から適用する。

この内規は、平成19年4月1日から適用する。